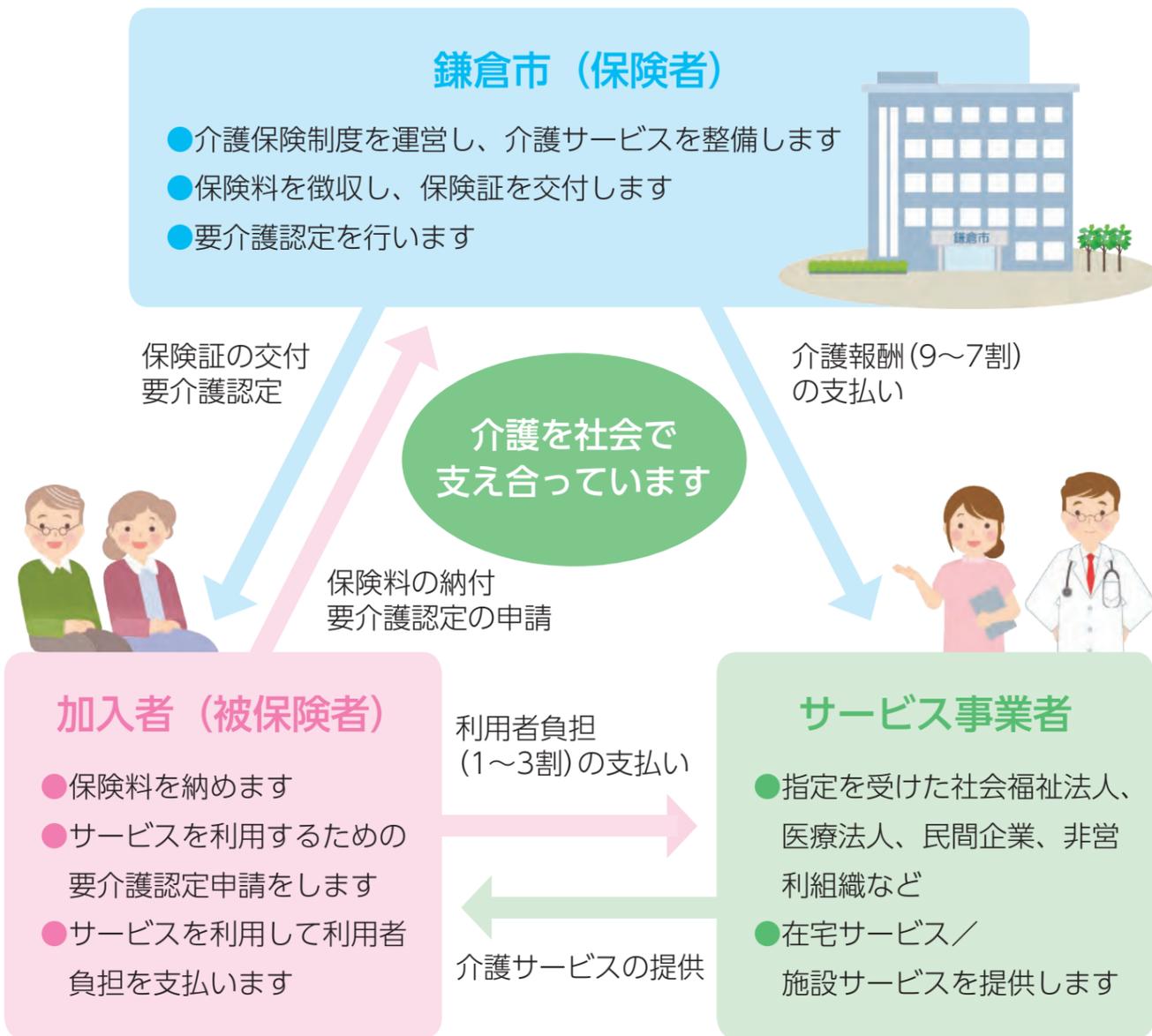


# 1 介護保険制度のしくみ

なお、第1章介護保険情報の内容については、令和5年8月現在の情報であり、令和5年9月以降、制度改正等により、内容が変更となる可能性があります。

介護保険は、鎌倉市が運営主体となり、40歳以上の人が加入します。  
加入者は保険料を納め、要介護認定を受けてから介護サービスを利用する制度です。



鎌倉市にお住まいの40歳以上の皆さんは、介護保険の加入者（被保険者）です。年齢によって、加入のしかたは2種類に分かれ、介護サービスを利用できる条件も異なります。

**65歳以上の人は『第1号被保険者』**  
介護サービスを利用できるのは  
介護が必要であると認定された人  
(どんな病気やけががもとで介護が必要になったかは問われません)

**40歳から64歳の人は『第2号被保険者』**  
介護サービスを利用できるのは  
加齢が原因とされる病気（特定疾病※）により介護が必要であると認定された人  
(特定疾病であっても加齢以外が原因となる場合（例：転倒による脳血管疾患など）や、特定疾病以外（例：交通事故など）が原因で介護が必要となった場合は、介護保険の対象にはなりません。)

※加齢が原因とされる病気(特定疾病)

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| ①がん<br>(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。) | ⑧ 脊髄小脳変性症                     |
| ②関節リウマチ   | ⑨ 脊柱管狭窄症                      |
| ③筋萎縮性側索硬化症 (ALS)  | ⑩ 早老症                         |
| ④後縦靭帯骨化症  | ⑪ 多系統萎縮症                      |
| ⑤骨折を伴う骨粗鬆症  | ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症    |
| ⑥初老期における認知症 (アルツハイマー病・血管性認知症・レビー小体認知症等)                   | ⑬ 脳血管疾患                       |
| ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 (パーキンソン病関連疾患)               | ⑭ 閉塞性動脈硬化症                    |
|   | ⑮ 慢性閉塞性肺疾患 (肺気腫・慢性気管支炎等)      |
|   | ⑯ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

**さざなみ訪問看護ステーション**  
 ■ 24時間緊急対応 ■ 精神科訪問看護  
 ■ 医療機器・管理・処置  
 質の高い在宅医療サービスが提供できるよう、継続的なケア・多職種連携・地域密着のサービスを行います。  
 さざなみ訪問看護ステーション  
 サテライト ☎0467-67-7324  
 鎌倉市小袋 2-23-9 メゾン北鎌倉 201 MAP⑥ B-1  
 本社 神奈川県平塚市公所 439-1 ☎0463-45-5545  
 所在地 ホームページ <https://sazanami-kango.com/>



和菓子・甘味喫茶 MAP⑥ D-4  
 一級和菓子職人が作る餡の醍醐味  
**三日月堂 花仙**  
 令和元年に、創業90周年を迎えました。相州伝鎌倉どら焼き、可麻久良最中、全国230ヶ所に出荷しています。鎌倉本店では、甘味喫茶もごさいます。地元、イトーヨーカドー大船店銘店コーナーにて21:00まで販売。  
 ■鎌倉市山ノ内133-11 ■TEL:0467-22-8580  
 ■営業時間/9:00~16:00 ■定休日/不定休  
 ■URL:<https://www.casen.co.jp/> ■和菓子製造販売・甘味喫茶 Pあり(3台)

優しさと勇気、そしてゆとりと愛の心を持って、いつまでも人々を支えていきたい  
 ひとりひとりを大切に、人々の幸せを願い、地域密着型医療・介護で社会貢献を目指します。  
 特定非営利活動法人 ゆう東洋医学研究所  
 メディカルゆう 訪問マッサージ事業所  
 メディカルゆう 居宅支援事業所 / ゆう治療院  
 ☎ 0467-33-5668 FAX 0467-33-5667  
 鎌倉市手広 4-7-5 (MAP⑩ B-5)

介護保険制度のしくみ

介護保険制度のしくみ

# 2 サービスを利用するには

## 1 相談

介護や支援が必要になったと思ったら、市の介護保険担当窓口やお住まいの地区を担当する地域包括支援センターに相談します。

## 2 要介護認定の申請

⇒認定について ■問い合わせ先 介護保険課 ☎61-3947

介護保険のサービスの利用を希望するときは、市の介護保険担当窓口で要介護認定の申請をします。

- 本人以外にも、家族や次の方でも代理で申請ができます。
- 成年後見人
- 地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・介護保険施設の職員 など



## 3 訪問調査/主治医意見書

### 訪問調査

市の調査員または市から委託を受けた事業所の調査員が訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り等の調査を行います。

### 主治医意見書

本人から申し出を受けた主治医に市から意見書の作成を依頼します。(この意見書を書いていただくためには、1~2ヶ月以内に受診していることが望ましいため、普段からかかりつけ医を持つことをおすすめします。)

## 2-2 基本チェックリストの実施

生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト」を市の介護保険担当窓口や担当の地域包括支援センターで実施します。

該当 (事業対象者)

非該当

## 4 介護認定審査会で判定

訪問調査の結果と主治医意見書をもとに一次判定を行います。一次判定結果を参考に、介護認定審査会で介護度を判定します。

介護認定審査会は、市が条例に基づいて設置する機関で、医療、保健、福祉の専門家で構成されています。

### 認定結果に対する不服申立て

介護保険法では認定結果に対する不服があるときは、3か月以内に神奈川県介護保険審査会へ申し立てることになっていますが、通知された認定結果に疑問がある場合には、介護保険課 ☎61-3947にご相談ください。

## 5 判定結果を通知

判定結果は、市が申請を受けてから原則30日以内に通知します (ただし、申請件数の増加に伴い、30日以内に通知ができない場合があります)。

非該当

要支援1・2

要介護1~5

### 総合事業サービス (介護予防・生活支援サービス事業)

介護予防のための訪問型サービスや通所型サービスを利用できます。  
事業対象者の人も利用できます。

- ▶ 地域包括支援センター (4ページ) サービスの内容・料金 (22ページ)

### 介護予防サービス (予防給付)

生活機能が改善される可能性が高い人などが受ける介護予防サービスを利用できます。

- ▶ 地域包括支援センター (4ページ) サービスの内容・料金 (18、19ページ)

### 介護サービス (介護給付)

日常生活に介助を必要とする度合いの高い人で、生活維持・改善を図るための様々な介護サービスを利用できます。

- ▶ 居宅介護支援事業所 サービスの内容・料金 (16、17ページ)

▶ 14ページへ

## 総合事業サービス (一般介護予防事業)

おおむね65歳以上のすべての人を対象とした、一般介護予防事業を利用できます。  
サービスの内容 (21ページ) ■問い合わせ先 市民健康課 ☎61-3976  
地域包括支援センター (4ページ)

塗装工事・防水工事 MAP3図 D-4

地域密着・安心の完全自社施工

**株式会社 高一**

一級塗装技能士3名在籍、年間150棟以上の実績あり。地元鎌倉市で10年間やっています。お家の塗り替えをお考えでしたらまず無料見積りから「フリーダイヤル0120-805-115」

■本社: 鎌倉市城廻283-62 横浜営業所: 横浜市戸塚区影取町12-3  
 ■TEL: 045-719-0802 ■FAX: 045-719-0803  
 ■営業時間 / 9:00~18:00 ■定休日 / 土曜、日曜、祝日  
 ■URL: http://t-takaichi.jp/ ■E-mail: info@t-takaichi.com  
 神奈川県知事許可第082165 (般-2) 塗装工事業 (般-3) 防水工事業 Pあり

(社)八寿会 みどりの園鎌倉

ご相談や施設のご見学などお気軽にご連絡ください

地域包括支援センター ☎0467-62-0666

居宅介護支援事業所 ☎0467-33-3912

訪問介護事業所 ☎0467-33-3913

放課後等デイサービス **ぐるんぱ** ☎0467-33-3915

ヘルパー・ケアマネのご相談承ります  
鎌倉市常盤165-8 (MAP⑩図E-4) 深沢小学校バス停前

老舗 **力餅家**

〒248-0021 鎌倉市坂ノ下18番18号  
TEL & FAX 0467-22-0513  
営業時間 / 9:00~18:00 定休日 / 水曜日・第3火曜日

福祉 MAP9図 D-3

介護付有料老人ホーム **ファミリア 鎌倉材木座**

私たちは、ナラティブ (物語) ホーム&ケアという視点で、入居者お一人ひとりの人生物語を大切に、語り、話し、寄り添い、関わっていくことを大切に、嬉しいケアで、こころとからだを元気にしたいと考えています。

■鎌倉市材木座5-4-11 江ノ電「和田塚駅」徒歩10分  
 ■TEL: 0467-61-3939 ■URL: http://www.familiar-kamakura.jp/

特定施設入居者生活介護/介護予防 (神奈川県指定1472103165)  
土地・建物の権利形態: 賃借、入居一時金なし Pあり

サービスを利用するには

サービスを利用するには

# 3 保険証の交付

## 6 ケアプランの作成

サービスを使うには、ケアプランを作成する必要があります。

要支援1・2 事業対象者

地域包括支援センターの職員と相談して、介護予防サービス計画を作成し、利用するサービスを決定します。

### 在宅でサービス利用したいとき

まずは、担当ケアマネジャーを決めるため、**居宅介護支援事業所(33・34ページ)**を選び契約をします。ケアマネジャーと相談して、居宅サービス計画を作成し、利用するサービスを決定します。

要介護1~5

### 施設サービスを利用したいとき

施設に申し込みます。施設に入所するときは、その施設のケアマネジャーが施設サービス計画を作成します。

### ケアマネジャーとは

保健・医療・福祉の分野で5年以上の実務経験があり、筆記試験に合格後、研修を終了した人です。本人や家族の希望を聞きながら、介護保険のサービス以外も含めて総合的な介護サービスの利用計画づくりを行います。

ケアプラン（居宅サービス計画または介護予防サービス計画）は、ケアマネジャーだけでなく、利用者自身やその家族が作成すること（セルフケアプラン）もできます。

## 7 サービスの利用

ケアプランに基づいたサービスを利用します。利用者はそれぞれのサービス提供事業者と契約をします。▶事業所一覧は29ページへ

### 利用者負担

サービスを利用した場合は、サービス費用の1~3割が自己負担になります。施設に入所したり、ショートステイ等を利用する場合は、居住費（滞在費）や食費も自己負担になります。▶詳細は23ページへ

●住所、氏名、生年月日などに誤りがなければ、確認しましょう。

65歳になった人（第1号被保険者）には、鎌倉市から**ももいろの保険証**（介護保険被保険者証）を交付します。  
※40歳から64歳の人（第2号被保険者）は、要介護認定の申請をして認定された場合に、保険証が交付されます。

要介護認定区分▶13ページ  
※認定を受けている人は  
●事業対象者  
●要支援1・2  
●要介護1~5  
のいずれかが記載されています。

支給限度額▶23ページ  
※1単位=10円で記載されています。

## 保険証はこんなときに必要です

- 要介護認定を申請するとき
  - 介護サービス計画の作成を依頼するとき
  - 介護サービスを利用するとき
- ※保険証の裏面の注意事項をよく読みましょう。  
※病气やけがなどで医療機関を受診するときには、医療保険の保険証（健康保険証）を提示してください。

## 介護保険に加入しなくても良いの？

介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支え合う社会保険制度です。サービスを利用するしないにかかわらず、40歳以上のすべての人が加入しなければなりません。鎌倉市に住む外国人も、短期滞在の人などを除き、介護保険の加入者となります。



住み慣れた地域で暮らし続けるために

NPO法人 **かまくら在宅生活相談センター**

在宅生活相談  
ベテランのケアマネジャーがご相談にのります。  
かまくら在宅生活相談センター  
☎0467-38-1158

デイサービス  
個人の家を開放したアットホームなデイサービスです。  
デイ 西かま  
☎0467-38-1215

http://www.day-nishikama.com/

あなたに優しく寄り添う  
訪問看護ステーション **ウィズユー**

お気軽にご相談ください  
☎0467-39-6901

病气や障がいがあっても住み慣れたご自宅で心豊かに暮らせますよう心を込めてケアさせていただきます。

住所 鎌倉市極楽寺 4-11-11 MAP A-2  
時間 平日 9:00~18:00 FAX 0467-39-6905  
mail withyoukamakura@gmail.com  
URL https://www.withyou-kamakura.com

サービスを利用するには

保険証の交付

4

介護サービス・介護予防サービス

要介護1～5の人は、介護サービスが利用できます

※サービス費用のめやすは、鎌倉市内の事業所を利用した場合の金額です。受けたサービスにより金額が加算される場合があります。  
 ※利用者は、原則として、サービス費用の1～3割の額を負担します。



在宅サービス

サービスの種類	要介護1～5の人
訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事・入浴・排泄などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を行います。通院などを目的とした、「乗降介助」も利用できます。 ◆サービス費用のめやす (1回につき) ●身体介護 (30分以上1時間未満) ⇒ 4,375円 ●生活援助 (20分以上45分未満) ⇒ 2,022円 ※早朝、夜間、深夜などは加算があります。 ●通院のための乗車・降車の介助 ⇒ 1,093円
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車が家庭を訪問し、介護士などによる入浴の介護を受けることができます。 ◆サービス費用のめやす (1回につき) ⇒ 13,923円
訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士・作業療法士などが家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。 ◆サービス費用のめやす (1回20分につき) ⇒ 3,324円

※各サービス利用料には、介護報酬の改定を反映予定ですが、基本報酬に変更がなければ現行のままになります。

サービスの種類	要介護1～5の人
訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。 ◆サービス費用のめやす (1回につき) ●訪問看護ステーションから (30分未満) ⇒ 5,193円 ●病院または診療所から (30分未満) ⇒ 4,397円
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。 ◆サービス費用のめやす (1回につき) ●医師または歯科医師による指導 ⇒ 5,140円 (1か月に2回まで)
通所介護 (デイサービス)	通所介護施設に通って、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を日帰りで受けることができます。 ◆サービス費用のめやす (1回につき) ●通常規模型 (7時間以上8時間未満) ⇒ 6,995円～12,196円 ※送迎を含む。入浴、機能訓練などについては、加算がある場合があります。 ※小規模型の事業所は、「地域密着型通所介護」(20ページ)へ
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療機関などへ通って、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けることができます。 ◆サービス費用のめやす (1回につき) ●通常規模型 (7時間以上8時間未満) ⇒ 8,198円～14,826円
短期入所生活/ 療養介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) や介護老人保健施設などに短期間入所 (宿泊) して、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や機能訓練などのリハビリテーションを受けることができます。 ◆サービス費用のめやす (1回につき) 【短期入所生活介護】 介護老人福祉施設 (併設型・多床室) の場合 ⇒ 6,454円～9,465円 【短期入所療養介護】 介護老人保健施設 (多床室) の場合 ⇒ 8,832円～11,160円

介護サービス・介護予防サービス

介護サービス・介護予防サービス

鎌倉市医師会訪問居宅支援センター  
 鎌倉市材木座3-5-35 [MAP9図D-3]

住みなれたご自宅での療養生活をお手伝いします。

鎌倉訪問看護ステーション ☎0467-24-4877

鎌倉居宅介護支援事業所 ☎0467-24-4199

鎌倉ヘルパーステーション ☎0467-24-8422

KDA 一般社団法人鎌倉市 歯科医師会  
 MAP 2図 B-4

鎌倉市口腔保健センター ☎0467-47-8119  
 ～休日急患歯科診療・障害者歯科診療～

在宅歯科医療連携室 ☎0467-38-8970  
 ～訪問歯科診療・要介護者・高齢者歯科診療～

成人歯周病健診・妊婦健診 市から委託を受け成人・妊婦の歯周疾患予防に取り組んでいます

詳しくはホームページをご覧ください <http://www.kamasi.jp>

鎌倉市歯科医師会事務局 TEL.0467-45-2755

〒247-0061 鎌倉市台2-8-1 台在宅福祉サービスセンター内

Shonan 湘南おおふな  
 Station 訪問看護ステーション

ご自宅で、最期まで。

医師、看護師がご自宅へうかがいます。

Tel.0467-55-9922 Fax.0467-55-9976  
 〒247-0056 鎌倉市大船2-24-28 金子ビル102号



創作活動好きご利用者様が集うデイサービス



暮らしの中に、趣味活動と機能訓練のお時間を。

☎0467-42-5110

<https://yato.info>



要支援1・2の人は、介護予防サービスが利用できます

※サービス費用のめやすは、鎌倉市内の事業所を利用した場合の金額です。受けたサービスにより金額が加算される場合があります。  
 ※利用者は、原則として、サービス費用の1～3割の額を負担します。

在宅サービス

	サービスの種類	要支援1・2の人
訪問を受けて利用する	介護予防 訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車が家庭を訪問し、介護士などによる入浴の支援を受けることができます。 ◆サービス費用のめやす (1回につき) ⇒ <b>9,414円</b>
	介護予防 訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士・作業療法士などが家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。 ◆サービス費用のめやす (1回20分につき) ⇒ <b>3,324円</b>
	介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師などが家庭を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。 ◆サービス費用のめやす (1回につき) ●訪問看護ステーションから (30分未満) ⇒ <b>4,972円</b> ●病院または診療所から (30分未満) ⇒ <b>4,210円</b>
	介護予防居宅療養 管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。 ◆サービス費用のめやす (1回あたり) ●医師または歯科医師による指導 ⇒ <b>5,140円</b> (1か月に2回まで)
通所して利用する	介護老人保健施設や医療機関などへ通って、共通のサービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス (運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上) を日帰りで受けることができます。 ◆サービス費用のめやす (月単位の定額) ※送迎、入浴を含む 要支援1の場合 ⇒ 1か月あたり <b>22,233円</b> 要支援2の場合 ⇒ 1か月あたり <b>43,309円</b>	

介護付有料老人ホーム  
ナーシングローズヴィラ鎌倉

- アットホームな小規模ホームです
- グループ病院が協力医療機関です  
ふれあい鎌倉ホスピタル 内科他
- メニュー豊富なりハビリテーションを実施

湘南モノレール「湘南町屋」下車、徒歩5分  
鎌倉市上町屋733-1 (⑤図E-2)

入居相談・見学等のお問い合わせ先  
**TEL: 0467-42-8666**



	サービスの種類	要支援1・2の人
短期入所する	介護予防短期入所生活/ 療養介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) や介護老人保健施設などに短期間入所 (宿泊) して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けることができます。 ◆サービス費用のめやす (1日につき) 【介護予防短期入所生活介護】 介護老人福祉施設 (併設型・多床室) の場合 要支援1 ⇒ 4,830円・要支援2 ⇒ <b>6,010円</b> 【介護予防短期入所療養介護】 介護老人保健施設 (多床室) の場合 要支援1 ⇒ 6,514円・要支援2 ⇒ <b>8,202円</b>

施設サービス

	サービスの種類	要支援1・2の人
施設に入所する	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を受けます。 ★原則として、要介護3以上の人が利用できます (要介護1・2の人はやむを得ない事由が認められる場合のみ)。 ◆サービス費用のめやす1か月 (30日) あたり (従来型個室の場合) ⇒ <b>228,120円～271,350円</b> ※
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。 ◆サービス費用のめやす1か月 (30日) あたり (従来型個室の場合) ⇒ <b>228,750円～296,370円</b> ※
	介護医療院	急性期の治療を終え、長期の療養が必要な人を対象に医療と日常生活上の介護を一体的に行います。 (令和5年8月現在、鎌倉市に当該施設はありません。)

※要介護1～5の人が利用できます (要支援1・2の人は利用できません)。  
 ※これらの費用のほか、居住費や食費などの介護保険以外の費用がかかります。

その他介護保険を利用できる施設

- 特定施設入居者生活介護 ⇒ 有料老人ホーム・ケアハウス・養護老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅  
要介護1～5の人のほか、介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホームやケアハウス・養護老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅は、要支援1・2の人でも介護保険を利用して介護予防サービスを受けることができます。  
※サービスの内容や費用などは施設によって異なりますので、それぞれの施設によく確認してください。

福祉 MAP5図 E-2

社会福祉法人湘南愛心会 介護老人保健施設

**かまくら**

◆長期入所・短期入所療養介護  
◆通所リハビリテーション

お気軽にご相談ください TEL: 0467-42-1717

■鎌倉市上町屋750 【電車】JR大船駅→湘南モノレール「湘南町屋駅」より徒歩2分  
【バス】JR大船駅東口バスターミナル③④番乗り場より乗車「老健かまくら」バス停下車すぐ  
■FAX: 0467-42-1718  
■E-mail: soumu-roukama@tokushukai.jp  
■URL: http://www.s-aishinkai.jp/

SHONAN MEMORIAL HOSPITAL 医療法人 湘和会  
**湘南記念病院**

県告示救急指定病院 (急患24時間応需体制)

鎌倉市笛田2-2-60 TEL **0467-32-3456**  
[MAP10図D-4] http://www.syonankinenhp.or.jp

内科・外科・整形外科・形成外科・婦人科・乳癌科・循環器内科・呼吸器内科・脳神経外科・消化器内科・腫瘍内科・皮膚科・泌尿器科・放射線科・麻酔科 (渡邊裕生、野口さくら)・リハビリテーション科

●市民健診 ●人間ドック ●企業健診 ●各種健康診断  
●母乳相談 ●乳がんカウンセリング ●乳がん自費健診  
●訪問診療 ●訪問リハビリ ●訪問看護

湘南記念 小坪クリニック TEL **0467-60-0321**  
●訪問診療 ●訪問リハビリ

地域密着型サービス

サービスの種類		
住み慣れた地域での生活を支援	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の定期巡回訪問と随時の対応を行います。
	認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	認知症の高齢者を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。
	小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や宿泊のサービスを組み合わせて提供します。
	看護小規模多機能型居宅介護	上欄の小規模多機能型居宅介護と、訪問看護のサービスを合わせて提供します。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (介護予防認知症対応型共同生活介護)	認知症の高齢者が、専門のスタッフの介護を受けながら共同生活する住居です。 ※介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援2の人のみで利用できます。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居した人のための介護サービスです。
	地域密着型通所介護	定員が19人未満の小規模な通所介護です。

※サービスの種類の項で下段に ( ) で示されているものは、**要支援1・2の人** (13・14ページ) が利用できるサービスの名称です。

※原則として、鎌倉市以外の市区町村のサービスを利用することはできません。

日常生活を支えます

サービスの種類		
生活環境を整える	福祉用具貸与(レンタル)	心身の機能が低下し、日常生活に支障のある人は、自宅で生活しやすくする福祉用具を借りること(レンタル)ができます。利用者は、レンタル料の <b>1～3割</b> を負担します。  レンタルできる福祉用具 特殊寝台(介護用ベッド)、車いす、床ずれ防止用具、歩行器、歩行補助杖など ※要支援1・2、要介護1の認定を受けた人は、原則として、特殊寝台や車いすなどをレンタルすることができません。詳しくは地域包括支援センターやケアマネジャーにご相談ください。
	福祉用具購入	心身の機能が低下した人が、自宅で入浴や排泄などに用いる用具を購入した場合、保険給付の対象となります。 ※要介護度にかかわらず、1年間(4月から翌年3月)に10万円を限度とし、購入費の9～7割を支給します。 ※ <b>購入費の支給には、市への申請が必要となります。</b>  購入できる福祉用具 ポータブルトイレ、浴槽手すりなど ※ケアマネジャーなどが購入の必要性を認めたもので、県の指定を受けた特定福祉用具販売業者から購入したものが対象になります。

サービスの種類		
生活環境を整える	住宅改修	生活環境を整えるための小規模な住宅改修を行った場合、保険給付の対象となります。 ※要介護度にかかわらず、原則一生涯で20万円を限度とし、改修費の9～7割を支給します。回数を分けて利用することも可能です。 ※ <b>改修を行うには、市への事前申請が必要</b> となりますので、改修前に地域包括支援センターやケアマネジャーに相談してください。 ※ <b>住宅改修費の支給には、改修後に市への申請が必要</b> となります。  <b>【償還払いと受領委任払い】</b> 改修費用のうち介護保険の支給対象額のすべてを一時的に利用者が負担し、その後、市に申請することにより、費用の9～7割を利用者に支給する方法(償還払い)と、市からの住宅改修費(費用の9～7割)を事業者が利用者に代わり受領し、利用者は支給対象額の1～3割を事業者を支払う方法(受領委任払い)があります。 受領委任払いは市に登録した事業者でないと利用することができませんので、どちらの方法になるかは改修業者に相談してください。
	改修の内容	手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への取替えなど

※福祉用具(貸与・販売)の品目や価格は取り扱い業者により様々なので、カタログで比べてみることをおすすめします。また、住宅改修の部品代や取り付け工事費は業者により差があるため、複数の見積もりを取ると良いでしょう。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業(略称:総合事業)は、鎌倉市では平成29年4月から実施している事業で、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を送るために、市が中心となって地域の支え合いの体制づくりを進める事業です。総合事業のサービス内容は、次のとおりです。



一般介護予防事業

●利用できる人

おおむね65歳以上のすべての人

サービス内容

- 介護予防や健康づくりに関する講座(かまくらシニア健康大学)や運動教室(からだの元気アップ教室、月いち元気アップ教室)、体力測定会(からだの元気度チェック)などを実施します。  
(広報かまくらなどで随時ご案内します。)

- 地域のサロン・サークルなどの活動支援として、講師の派遣等を行います。  
※詳細は、市民健康課へお問い合わせください。

■問い合わせ先 市民健康課 ☎61-3976



詳しくはこちら

※利用料は無料です。

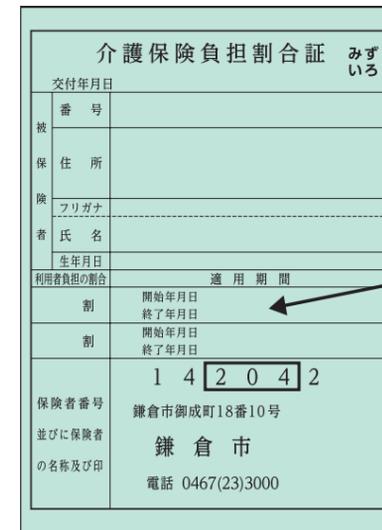
# 5 サービスの利用者負担は

介護保険サービス（※）は、かかった費用の1～3割を利用者が負担します。（第2号被保険者は、所得に関わらず1割負担となります。）

### ※対象のサービス

- 介護サービス・介護予防サービス（16～21ページのサービス）
- 総合事業サービスのうち、訪問型サービスO・訪問型サービスA・通所型サービスO（22ページのサービス）

## 利用者負担の確認方法



要介護認定を受けている人または基本チェックリストで「事業対象者」と判定された人には、負担割合証を交付します。証に記載してある負担割合を確認してください。

●有効期間  
1年間（8月1日～翌年7月31日）  
※毎年新しい証をお送りします。  
※サービスを利用する際は、ケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。



### 2割負担となる人

65歳以上の第1号被保険者で、合計所得金額等が160万円以上220万円未満の人が2割負担となります。（生活保護受給者、市区町村民税非課税者を除く。）

※ただし、世帯の65歳以上（第1号被保険者）の人の「年金収入＋その他の合計所得金額等」の合計が、単身で280万円未満、2人以上の世帯で346万円未満の場合は、1割負担となります。

### 3割負担となる人

65歳以上の第1号被保険者で、合計所得金額等が220万円以上の人が3割負担となります。

※ただし、世帯の65歳以上（第1号被保険者）の人の「年金収入＋その他の合計所得金額等」の合計が単身で340万円未満、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割負担となります。

## 介護保険の支給限度額

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区分ごとに上限額（支給限度額）が決められています。  
※このうち1～3割が利用者負担です。

要介護状態区分	1か月の支給限度額
事業対象者	50,320円
要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

## 介護予防・生活支援サービス事業

### ●利用できる人

- ① 要支援1・2 の認定を受けている人
- ② 基本チェックリストで「事業対象者」と判定された人（65歳以上のみ）
- ③ 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方で、要介護1～5 となった後も本人が利用を希望し、市が必要と判断した方

	サービス内容
訪問型サービス	<b>【訪問型サービスO】</b> ホームヘルパーが家庭を訪問し、利用者と協働して身体の介護・家事の援助等を行います。
	◆サービス費用のめやす <ul style="list-style-type: none"> <li>●週1回程度の利用（要支援1・2・事業対象者）⇒ 1か月あたり <b>12,994円</b></li> <li>●週2回程度の利用（要支援1・2・事業対象者）⇒ 1か月あたり <b>25,956円</b></li> <li>●週2回程度を超える利用（原則 要支援2 のみ）⇒ 1か月あたり <b>41,183円</b></li> </ul>
	<b>【訪問型サービスA】</b> ホームヘルパー等が家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助を行います。
通所型サービス	◆サービス費用のめやす <ul style="list-style-type: none"> <li>●週1回程度の利用（要支援1・2・事業対象者）⇒ 1か月あたり <b>11,690円</b></li> <li>●週2回程度の利用（要支援1・2・事業対象者）⇒ 1か月あたり <b>23,359円</b></li> <li>●週2回程度を超える利用（原則 要支援2 のみ）⇒ 1か月あたり <b>37,061円</b></li> </ul>
	<b>【訪問型サービスB】</b> 住民ボランティアが自主活動として生活援助を行います。 （例：買い物代行、家事支援など） ◆サービス費用は実施主体により異なります。
	<b>【通所型サービスO】</b> デイサービス施設で、入浴・食事などの日常生活上の支援を受けたり、生活機能の維持向上のための訓練を受けたりします。
	◆サービス費用のめやす（月単位の定額） ※送迎、入浴を含む <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業対象者・要支援1 の場合 ⇒ 1か月あたり <b>17,856円</b></li> <li>●要支援2 の場合 ⇒ 1か月あたり <b>36,611円</b></li> </ul>
	<b>【通所型サービスB】</b> 住民ボランティアが主体となり、体操、運動等の活動など、自主的な通いの場を提供します。 ●サービス費用（参加費等）は実施主体により異なります。

※サービス費用のめやすは、鎌倉市内の事業所を利用した場合の金額です。

受けたサービスにより金額が加算される場合があります。

※利用者は、原則として、サービス費用の1～3割の額を負担します。

## 障害者控除対象者認定書の発行

■お問い合わせ先 高齢者いきいき課 ☎61-3899

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちでない人が、所得税・住民税に関する「障害者控除」を受ける場合に必要の認定書です。

●認定の対象となる可能性のある人（認定書は審査のうえ発行します）

要介護1～5の認定があり、次の①・②のどちらかに該当する人

①65歳以上の寝たきり状態等で身体障害者に準じる人 ②65歳以上の認知症等で知的障害者に準じる人

※介護認定のない人は、医師の証明書（料金は申請者負担です）が必要です。

●申請受付

現年分は12月1日以降、受け付けます。当年以前分の申請については、事前にお問い合わせください。

※申請者が認定対象者と同居の親族ではない場合、関係の分かる書類等が必要となる場合があります。

## 高額介護サービス費の支給

1か月に利用したサービスの利用者負担の合計が一定額を超えたときは、市へ申請することにより、超えた分を高額介護サービス費として支給します。

※該当する人には、市から「高額介護サービス費支給申請書」をお送りします。

利用者負担段階区分		利用者負担上限額(月額)
市区町村 民税課税 世帯の人	年収約1,160万円以上(課税所得約690万円以上)	140,100円(世帯)
	年収約770万円以上約1,160万円未満 (課税所得約380万円以上約690万円未満)	93,000円(世帯)
	上記に該当しない場合	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税非課税の人		24,600円(世帯)
●高齢福祉年金受給者		24,600円(世帯)
●課税年金収入金額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円以下の人		15,000円(個人)
生活保護の受給者等		15,000円(個人)

## 利用者負担軽減(社会福祉法人等による利用者負担軽減)

一定の要件を満たす人(低所得者及び生活保護受給者)が、社会福祉法人が提供する介護保険サービスを受けた場合に利用料が軽減される制度です。

## 高額医療合算介護サービス費の支給

介護保険と医療保険を利用したときの自己負担の合計が年間(8月から翌年7月まで)で一定額を超えたときは、申請により超えた分が高額医療合算介護サービス費として払い戻されます。

## 高齢障害者の利用者負担軽減

■お問い合わせ先 障害福祉課 ☎61-3974

昭和21年10月2日以降の生まれで、60歳から65歳になるまでの5年間、特定の障害福祉サービス(※1)を利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した介護保険サービス(※2)の利用者負担が償還されます。

(※1) 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

(※2) 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれません。)

## 施設サービス利用時の負担軽減

■お問い合わせ先 介護保険課 ☎61-3950

施設サービス(※1)やショートステイ(※2)を利用する場合の食費・居住費(滞在費)は、利用者の負担となりますが、所得の低い人には負担が軽減される制度があります。

負担の軽減を受けるには、市に申請し「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、施設等に提示する必要があります。

(※1) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設

(※2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護

### 介護保険負担限度額認定証の交付対象者(①②いずれも当てはまる方)

①本人・配偶者・同一世帯の人が全員市区町村民税非課税である方

②下記、表を参照し、第1段階から第3段階②のうち、いずれか当てはまる方

### 利用者負担段階と負担限度額(1日あたり)

利用者 負担 段階	区 分	居住費(滞在費)						食 費			
		多床室		従来型個室		ユニット 型 個室の 多床室	ユニット 型 個室	施設 入所者	ショ- ート ステイ 利用者		
		特養等	老健・ 療養等	特養等	老健・ 療養等						
認定証の 交付対象者 段階	第1 段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	本人の資産 1,000万円 以下 夫婦 2,000万円 以下	0円	0円	320円	490円	490円	820円	300円	300円
	第2 段階	年金所得以外の合計所得 金額等※、課税年金 収入及び非課税年金収 入額の合計が80万円 以下の方	本人の資産 650万円 以下 夫婦 1,650万円 以下	370円	370円	420円	490円	490円	820円	390円	600円
	第3 段階 ①	年金所得以外の合計所得 金額等※、課税年金 収入及び非課税年金収 入額の合計が80万円 超120万円以下の方	本人の資産 550万円 以下 夫婦 1,550万円 以下	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
	第3 段階 ②	年金所得以外の合計所得 金額等※、課税年金 収入及び非課税年金収 入額の合計が120万円 を超える方	本人の資産 500万円 以下 夫婦 1,500万円 以下	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円
基準費用額				855円	377円	1,171円	1,668円	1,668円	2,006円	1,445円	1,445円

※合計所得金額から、長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額

(注) 第2号被保険者は、上記にかかわらず本人資産1,000万円以下(夫婦の場合、2,000万円以下)。

(注) 負担限度額認定の対象でない方のご負担いただく額は、利用者との施設の契約により決められます。

サービスの利用者負担は

サービスの利用者負担は

# 6 保険料はいくら

## 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

- 保険料は、前年の所得に基づいた所得段階別の保険料になります。
- 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料については、令和3年度から5年度までの3年間に提供される介護サービスの費用及び地域支援事業にかかる費用の見込みに基づき、保険給付等に要する費用の約23%を、鎌倉市にお住まいの65歳以上の人数で割った額を基準額として決定しました。
- 鎌倉市では、低所得者の人に過重な負担とならないように16段階制を採用しています。65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は市町村ごとに異なります。
- 保険料額は令和6年4月から変更になる可能性があります。

### 令和3～5年度(2021～2023年度)の介護保険料

基準額は第5段階で月額5,500円、年額66,000円

所得の状況		令和3～5年度(2021～2023年度)			
		段階	基準額割合	月額	年額
生活保護受給者、非課税世帯の老齢福祉年金受給者、または非課税世帯で本人の前年の課税年金収入+年金所得以外の合計所得金額等(※1)が80万円以下		第1段階	0.25(※2)	1,375円	16,500円
本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税 本人の前年の課税年金収入+年金所得以外の合計所得金額等が80万円超120万円以下	第2段階	0.375(※2)	2,063円	24,756円
	本人の前年の課税年金収入+年金所得以外の合計所得金額等が120万円超	第3段階	0.6(※2)	3,300円	39,600円
本人が市民税課税	同じ世帯に市民税課税者がいる 本人の前年の課税年金収入+年金所得以外の合計所得金額等が80万円以下	第4段階	0.85	4,675円	56,100円
	本人の前年の課税年金収入+年金所得以外の合計所得金額等が80万円超	第5段階	1.00	5,500円	66,000円
本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額等が120万円未満	第6段階	1.10	6,050円	72,600円
	本人の前年の合計所得金額等が120万円～160万円未満	第7段階	1.20	6,600円	79,200円
	本人の前年の合計所得金額等が160万円～210万円未満	第8段階	1.30	7,150円	85,800円
	本人の前年の合計所得金額等が210万円～320万円未満	第9段階	1.50	8,250円	99,000円
	本人の前年の合計所得金額等が320万円～400万円未満	第10段階	1.70	9,350円	112,200円
	本人の前年の合計所得金額等が400万円～500万円未満	第11段階	1.80	9,900円	118,800円
	本人の前年の合計所得金額等が500万円～700万円未満	第12段階	1.90	10,450円	125,400円
	本人の前年の合計所得金額等が700万円～1,000万円未満	第13段階	2.10	11,550円	138,600円
	本人の前年の合計所得金額等が1,000万円～1,500万円未満	第14段階	2.40	13,200円	158,400円
	本人の前年の合計所得金額等が1,500万円～2,500万円未満	第15段階	2.70	14,850円	178,200円
本人の前年の合計所得金額等が2,500万円以上	第16段階	2.90	15,950円	191,400円	

※1 長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額。第1～5段階については、その他の合計所得金額等に給与所得が含まれる場合は(所得金額調整控除適用の場合はその額を加えた金額から)10万円を控除、第6～16段階については、合計所得金額等に給与所得または年金所得が含まれる場合はその合計額から10万円を控除。 ※2 公費による保険料減額後の割合及び金額

## 介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、老齢(退職)年金等の受給額によって、「特別徴収」(年金からの天引き)と、「普通徴収」(納付書または口座振替による納付)に分けられ、個別に納めます。

### 老齢(退職)年金等が…

#### 年額18万円(15,000円/月)以上の人 特別徴収 ⇒ 年金からの天引きです。

- 保険料の年額を6回に分けて、年金から徴収されます。
  - 原則として4月・6月・8月は、前年度の2月と同じ金額で納めます(仮徴収)。10月・12月・2月は、6月に確定する前年所得をもとに年間の保険料額を算出し、そこから4月・6月・8月の納付済み保険料を除いて調整された額を、10月・12月・2月に振り分けて納めます。
- ※対象となる年金は、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金です。老齢福祉年金は対象になりません。

#### 年額18万円(15,000円/月)未満の人 普通徴収 ⇒ 納付書で個別に納めます。

- 保険料の年額を6回に分けて納めます。
  - 市から納付書を送付しますので、市役所・金融機関・郵便局またはコンビニエンスストアで納めてください。
- ※年金を受給していない方、老齢福祉年金のみ受給している方も含みます。
- ※納付可能なコンビニエンスストアは、納付書に記載されていますのでご確認ください。
- ※口座振替は、市指定の金融機関、または市役所本庁舎・各支所でお申し込みできます。手続きに必要なものがありますので、詳しくは市窓口へお問い合わせください。

● 保険料の納期 ※原則各月の月末が納期限になります。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
特別徴収	4月	6月	8月	10月	12月	2月
普通徴収	5月	7月	9月	11月	1月	3月

## 保険料の減免について

火災、風水害などの災害を受けたときや、生活が困窮していて収入等(家族の収入も含みます)が一定の基準以下の方は、介護保険料の減免を受けられることがあります。減免について相談のある方は、介護保険課までご相談ください。

## 40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の保険料

加入している医療保険者(健康保険)で決定し、医療保険料に合算して払います。

- ▶ 保険料の額は、加入している医療保険者にお問い合わせください。
- ▶ 被扶養者の保険料額の扱いについても、医療保険者にお問い合わせください。

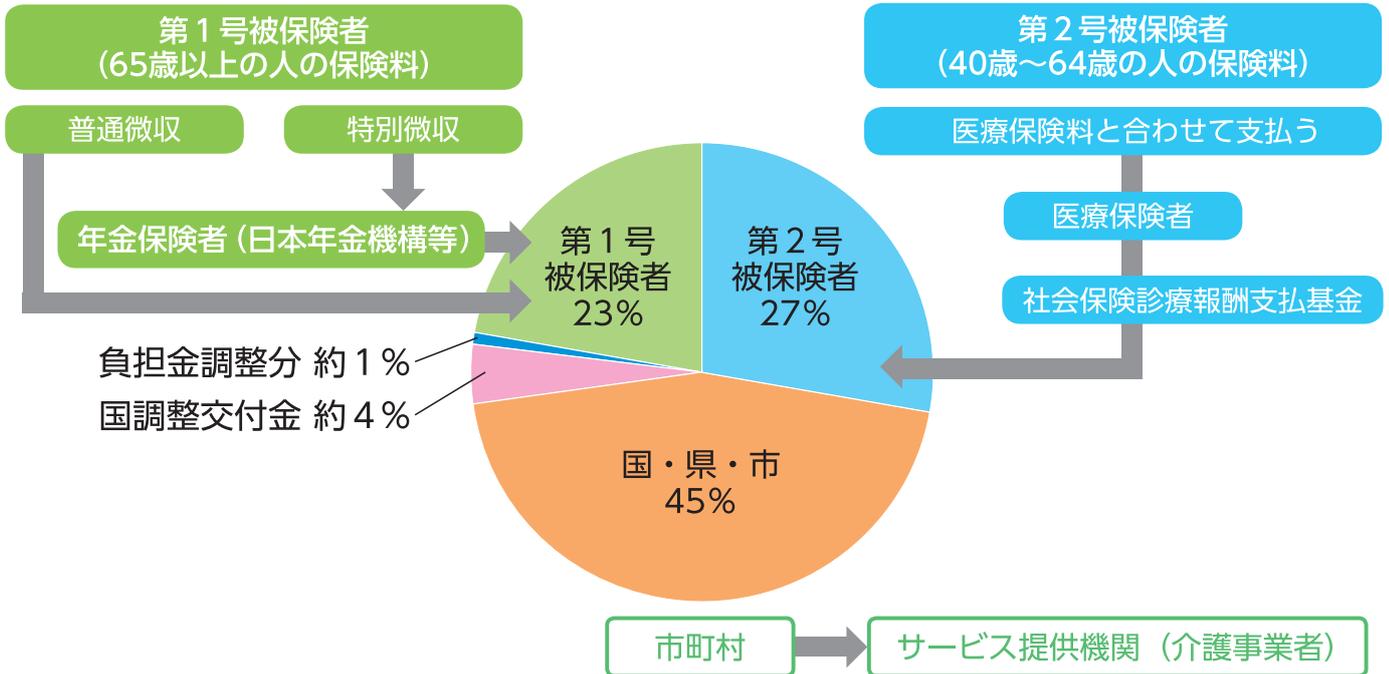
## 鎌倉市の国民健康保険に加入している場合

■ お問い合わせ先 保険年金課 ☎61-3955

- 従来の国民健康保険料に合算して納付することになります。
- 40歳から64歳までの国民健康保険加入者がいる世帯は、従来の国民健康保険料と同様に介護納付金分として世帯にかかる平等割、40歳から64歳までの人数に対する均等割、その人の前年中の所得に対する所得割が加算されます。

# 保険料の流れ

保険料の流れ



- 円グラフは、鎌倉市における介護サービスの給付に必要な事業費の財源構成です。65歳以上の人の保険料は、市町村ごとに異なります。
- 65歳以上の人の保険料は、介護保険事業計画期間（第8期 令和3～5年度）（第9期 令和6～8年度）の3年分の総事業費を推計し決定します。もし実際の総事業費が推計より少なければ、余った保険料を積み立て、次の計画期間に繰越します。逆に足りなければ、県に設置された基金から借入れを行い、借入れ額は次の計画期間の保険料に上乗せ徴収し、基金に返済していきます。

## 介護保険料を納めないでいると

### 1年以上滞納すると…

費用の全額を利用者が負担し、申請により後で保険負担分（9～7割）が支払われます。

### 1年6か月以上滞納すると…

保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納保険料に充てられます。

### 2年以上滞納すると…

滞納期間に応じて利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

※特に所得の高い人は滞納期間に応じ利用者負担が4割となります。

くらし・サービス MAP2図 E-4

お庭のことなら何でもお任せください!

## 庭匠 (有) 京家

「ローコスト」で「ハイクオリティ」な理想のお庭を実現します!  
庭木のお手入れ、草刈り、伐彩等、植木1本から承ります!  
ウッドデッキや外構・エクステリアも高品質と高いデザイン性が売りです。  
ご相談は無料! まずはお気軽にご相談ください。

■鎌倉市大船5-10-1  
■TEL:090-1030-3106  
神奈川県知事許可(般-3)第88522号 造園・とび土工

